

電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示新旧対照条文

○電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十五年公正取引委員会告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二条 「略」 2 申請等を行う者が、規則第四条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別符号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。	第二条 「略」 2 申請等を行う者が、規則第四条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。
備考 表中の「」の記載は注記である。	